

No.	資産名称	事項	詳細	担当課	対応状況【措置通知年月日：令和元年8月22日】
1	久松宅地1	指摘事項	当該土地のうち、丸山町292の土地については、鳥取市名義の土地ではなく、個人名義の土地となっている。当該個人名義の土地について、鳥取市が所有者だとわかる資料はなく、普通財産として固定資産台帳に計上すべきものではないため、固定資産台帳から削除する必要がある。	財産経営課	【完了】 ご指摘のとおり丸山町292の土地は、個人名義の土地でした。（課税台帳による確認。現況確認の結果、広場利用であるため非課税の土地） これを受け、固定資産台帳から削除いたしました。（H31年3月） 当該広場は、民有地と公有地がありますが、固定資産台帳の作成時に一体的に処理してしまったものと考えられます。今後こうした不備が起これないよう複数の者でチェックを行うことなど指導します。
		指摘事項	当該土地については、地元地区の要望により、町内会に貸し付けているが、貸付契約の締結が行われていない。町内会が広場として管理していることから、町内会と貸付契約を締結する必要がある。	財産経営課	【完了】 今回の監査結果を受け、丸山町西町内会と管理契約を締結しました。（令和元年8月）
2	美保宅地1	指摘事項	当該土地については、神社内の敷地の一部となっており、神社内にある地元の公民館の建物の一部が土地の上であり、神社及び公民館が実質利用しているが、貸付契約の締結が行われていない。市は、神社又は地元の公民館の管理者と協議し、貸付契約の締結を行う必要がある。	建築住宅課	【完了】 今回の監査結果を受け、該当土地に設置されている公民館等を管理している吉成町内会と土地の無償貸付契約を締結しました。（令和元年7月）
3	西品治の土地	指摘事項	当該土地については、地元の町内会がゴミステーションとして利用しているが、貸付契約の締結が行われていない。市は、地元の町内会と協議し、貸付契約の締結などの文書を交わす必要がある。	財産経営課	【完了】 今回の監査結果を受け、寿団地町内会と管理契約を締結しました。（令和元年7月）
		指摘事項	この土地は財産経営課の所管となっているが、現状は、町内会のゴミステーションとして利用されており、適正な所管課に変更する必要がある。	財産経営課	【完了】 ご指摘をいただいた適正な所管について協議した結果、財産の形状から道路施設でないと判断し、財産経営課の所管として適正に管理していきます。
6	湖山原野1	意見	財産経営課の職員同行による現地確認の結果、当該土地は県が整備したため池の管理区域の一部であることがわかった。ため池の管理は湖東大浜土地改良区が行っている。ため池の管理区域の一部に市の土地が所在している経緯は不明のようだ。今後は、県と協議のうえ、土地の取扱いについて検討する必要がある。	財産経営課	【完了】 県と協議し、県から土地改良区の土地を保有しない旨の回答がありました。その後関係課と協議し、市保有の土地を土地改良区が管理することに問題が無いと判断されたので、現状どおり湖東大浜土地改良区に管理をしていただきます。
8	旧大正保育園	意見	現地確認を行った際に、旧保育園の園庭に使われなくなり老朽化した遊具がそのまま置かれていた。安全管理の面からは、遊具を解体撤去するか、旧保育園の土地に自由に出入りできないようにするなどの対応を行うことが望ましい。	こども家庭課	【完了】 3月22日まで小学校改修工事の現場事務所として使用し、使用が無い時はゲートを施錠していただきました。現在は、小学校に近いこともあり、安全確保の観点からゲートを施錠し、侵入できないようにしています。立ち入り禁止としていることから、遊具については現状のままとしています。

No.	資産名称	事項	詳細	担当課	対応状況【措置通知年月日：令和元年8月22日】
9	旧松保保育所跡地	意見	当該土地は売却予定であるが、土地の一部が「土砂災害警戒区域（イエロー区域）」及び「土砂災害特別警戒区域（レッド区域）」に指定されている。土砂災害警戒区域（イエロー区域）にかかる宅地の売買にあたり、宅地建物取引業者はイエロー区域に指定されている旨の説明を行う必要がある。また、土砂災害特別警戒区域（レッド区域）に指定されると、住宅の建替え等を行う場合に、壁や基礎を強化するなど構造に規制がかかる。そのため、住宅宅地分譲地として売却できる可能性は低いとのことであるが、近隣には公共施設や事業所、住宅があるため、駐車場等として利用することは可能な土地である。売却予定の土地であることから、「鳥取市未利用財産の利活用についての方針」に基づき、地域住民及び民間事業者に対して情報提供を行い、積極的な売却に向けて取り組む必要がある。	財産経営課	【完了】 現在、近隣企業からの要望により一部を従業員の駐車場として貸し出しており、当面は駐車場利用として賃借料を得る形を継続したいと考えています。 今後も民間への売却又は貸付をめざし、当該土地の情報を本市公式ウェブサイトへ掲載するなど積極的に取り組んでいきます。
10	豊実宅地2	意見	当該土地は、道路事情が良く、利便性が高い場所に所在しており、資材置場等として利用できると思われる。所管課及び電話番号等を掲載した売土地看板の設置等により、地域住民及び民間事業者に対して広く情報提供を行い、積極的な売却に向けて取り組む必要がある。	人権推進課	【完了】 民間への売却又は貸付に向けて本市公式ウェブサイトへの掲載や民間事業者への情報提供を行った結果、地元住民から貸付希望があり、貸付契約を締結する見込みです。
12	馬場農機具保管庫	意見	当該土地及び建物については、農業振興課の施設担当が別の施設と間違えていたため、未利用不動産リストに掲載されてしまったものである。実際は利用中の施設であり、利用中の施設が未利用不動産リストに掲載されることがないように不動産の現状把握を適正に行う必要がある。	農政企画課	【完了】 本施設含む複数の周辺施設について再確認・現状把握を行いました。 今回は、人的な間違いにより未利用施設としてリストに掲載してしまいました。今後は、所管する土地や建物等の現状を年に数回確認することとします。
13	上味野の土地	指摘事項	当該土地については、普通財産として固定資産台帳に登録されているが、そもそも水道用地として利用されている。水道用地は、鳥取市水道事業会計で管理する固定資産台帳で管理されており、上記の一般会計の固定資産台帳に計上すべきものではないため、固定資産台帳から削除する必要がある。	財産経営課	【完了】 水道局に確認したところ、水道局の資産台帳に掲載されている水道局所有の土地でした。現地確認でも明らかに水道用地であることから、固定資産台帳から削除しました。 所有を市から水道局に移管した際に市の資産台帳から削除しておらず、固定資産台帳の作成時にも十分に確認できなかったことが理由と考えられます。今後こうした不備が起らないよう複数の者でチェックを行うことなど注意します。
16	中ノ郷 宅地3 中ノ郷 砂浜1	意見	当該土地に置いてある砂は、㊦国からもらい受けた駟馳山バイパスの残土、㊧砂の美術館整備の残土、㊨購入した砂となっている。いずれも市の財産であり、砂の美術館が利用するために置いているため、砂置き場の部分の土地は未利用でない。当該土地を長期間にわたり継続して利用する場合には、行政財産として区分すべきである。	財産経営課	【完了】 砂の美術館で使用する砂の置き場であることから、ご指摘のとおり公用で使用する砂の置き場として行政財産に区分を変更しました。
		指摘事項	当該土地について、福部町総合支所地域振興課から、事前には何ら利用されていないとの説明を受けていたが、職員同行による現地確認の結果、利用されていないはずの土地にゴミステーションの施設が存在していた。国道沿いのよく見える場所であるにもかかわらず、福部町総合支所地域振興課はゴミステーションの施設を把握しておらず、現地確認の際に初めて気が付いたようである。担当者は、普段から市の土地に関し、現状を把握し、適正な管理を行う必要がある。	福部町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 今回の監査結果を受け、担当者の財産管理に対する意識を高めるための研修を開催しました。（令和元年5月） その際に、所管する土地や建物等の現状を年に数回確認することを指導し、不適切な使用がされないよう適正な管理について注意しました。

No.	資産名称	事項	詳細	担当課	対応状況【措置通知年月日：令和元年8月22日】
17	旧保育所跡地	指摘事項	当該土地は、ゴミステーションの施設として利用されているが、貸付契約の締結は行われていない。市は、ゴミステーションの施設の設置者を調査し、貸付契約の締結を行う必要がある。ただし、貸付契約を締結する際には、当該土地を売却する際に、ゴミステーションの施設をほかの場所に移設することを盛り込む必要がある。	福部町総合支所地域振興課および財産経営課	【完了】 ご指摘のとおり土地売却の際にはゴミステーションを移設することを盛り込んだ貸付契約を締結しました。（H31年4月）
		意見	当該土地は売却予定であり、所管課及び電話番号等を掲載した売土地看板の設置等により、地域住民及び民間事業者に対して広く情報提供を行い、積極的な売却に向けて取り組む必要がある。	福部町総合支所地域振興課および財産経営課	【完了】 ご指摘を受け、所管課と電話番号等を掲載した看板を設置しました。加えて、当該土地を積極的に売却するため、本市公式ウェブサイトへの掲載や地元民間事業者に対する情報提供を行いました。
19	中河原駐車場予定地	指摘事項	当該土地は、長年近隣の住民が花を植えて利用しているが、不動産の占有による所有権の時効の制度もあるので、売却が決まれば速やかに撤去する旨の覚書等を結ぶ必要がある。 また、当該土地には売土地看板が設置してあり、売却予定の土地であることはわかるが、看板はかなり傷んでおり、連絡先等の記載もない。そのため、土地の購入希望者があっても連絡先がわからない状況となっている。売土地看板には所管課及び電話番号を掲載し、地域住民及び民間事業者に対して広く情報提供を行い、積極的な売却に向けて取り組む必要がある。	国府町総合支所地域振興課および財産経営課	【完了】 劣化した売土地看板については、監査結果の通知を受けた後、速やかに撤去し、平成31年3月に所管課と電話番号等を明記した新たな看板を同一の場所に設置いたしました。 当該土地を積極的に売却又は貸付するため、本市公式ウェブサイトへの掲載や地元民間事業者に対する情報提供を行いました。 また、同地に花を植えている住民に対しては、土地の売却が決まれば植栽を撤去していただくことを盛り込んだ協定を締結しました。
22	倉田 雑種地2	指摘事項	人権推進課の職員の同行による現地確認の際には、未利用であるとの説明を受けた。ところが、後日、当該土地は公益財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会に資材及び刈草置場として貸付をしているとの説明を受けた。その契約期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日で、貸付料は年間121,539円であった。 固定資産台帳では人権推進課の所管になっているが、実際には財産経営課が公益財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会に貸付を行っており、所管を人権推	財産経営課	【完了】 ご指摘のとおり実態に合わせて、所管を人権推進課から財産経営課に変更しました。（平成31年3月） 財産経営課と人権推進課の情報連携が不足していたために生じた不備であり、今後は庁内における情報共有を図っていきます。
23	河原町渡一木の土地	意見	現地確認の際、河原町総合支所地域振興課の職員の説明では、この土地（畑）は2年ぐらい前から耕作されておらず、隣人の方が管理しているとの説明があったが、実際は保育園により毎年耕作が行われていた。市は土地の現状を正しく把握して、適正な管理を行う必要がある。	財産経営課 教育総務課	【完了】 今回の監査結果を受け、担当者の財産管理に対する意識を高めるための研修を開催しました。（令和元年5月） その際に、所管する土地や建物等の現状を年に数回確認することを指導し、不適切な使用がされないよう適正な管理について注意していきます。
24	河原町谷一木の土地	指摘事項	当該土地については、現状、普通財産として区分されているが、多目的広場として利用されており、また避難場所となっていることから、行政目的として使用されている。そのため、当該土地は行政財産として区分すべきである。	河原町総合支所地域振興課および財産経営課	【完了】 当該土地は、避難場所を兼ねた公共の多目的広場であることから、ご指摘のとおり行政財産に区分を変更しました。
		指摘事項	当該土地の一部は、地区の消防倉庫及び集会所として利用しているが、貸付契約の締結が行われていない。市は、地区と協議のうえ、貸付契約の締結を行う必要がある。	河原町総合支所地域振興課および財産経営課	【完了】 上記のとおり行政財産に変更したので、地区の消防倉庫及び集会所部分に関する行政財産使用許可申請を提出していただき、適切に処理しました。

No.	資産名称	事項	詳細	担当課	対応状況【措置通知年月日：令和元年8月22日】
25	西郷地区公民館 (旧)	指摘事項	豆腐加工施設の利用者との貸付契約が締結されていないため、早急に建物の貸付契約を締結する必要がある。	協働推進課	【完了】 今回の監査結果を受け、豆腐加工施設を所有するJ A 鳥取いなばと貸付契約を締結しました。 (平成31年3月)
		意見	当該土地の有効な利活用や売却について、積極的に情報提供することにより、地域住民及び民間事業者から広く利活用策を募集することが望ましい。 旧公民館の老朽化に伴い、建物の倒壊や壁面等の崩落の危険がある。今後の利活用や売却のためにも、解体も検討する必要がある。	協働推進課	【完了】 鳥取市未利用財産の利活用についての方針に沿って、市他部署における利用意向を確認した結果、当該施設の解体並びに跡地への消防格納庫整備の意向がありましたので、その方向で調整したいと考えます。
26	用瀬町川中の土地	指摘事項	当該土地は、平成8年12月に旧用瀬町から個人に売却されていたにもかかわらず、個人名義の土地が市の固定資産台帳に計上されており、市の固定資産管理がずさんであると言わざるを得ない。したがって、固定資産台帳から削除する必要がある。	用瀬町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 監査結果を受け、調査した結果、市町村合併前の用瀬町が所有権移転の処理を行っておらず課税がされていないことが判明しました。 これを受け、固定資産台帳から削除しました。(平成31年3月) 現在、鳥取市では土地の売却にあたっては、所管課が起案し、財産経営課が合議する形としており、今回のような不備はないと考えていますが、仮に同様の案件が発見された際は、適切に対応していきます。
		指摘事項	当該土地は、平成8年12月に売却後も、約21年間にわたり、市は固定資産税の徴収を行っていなかったことになる。市は、土地の所有者から固定資産税の未徴収分の徴収を行う必要がある。	用瀬町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 当該土地の所有者に経過等の説明を行い、固定資産税を遡って支払う旨の了解をいただきました。 固定資産税を遡って賦課することができる期間は、地方税法第17条の5第5項に基づき5年(平成26～30年度)が上限であり、平成31年3月末までに5年分の納付をいただきました。
27	ふたば保育園	指摘事項	当該建物の一部は、五しの里さじ地域協議会が倉庫として使用しているが、建物の貸付契約が締結されていないため、早急に建物の貸付契約を締結する必要がある。また、年に数回、園庭でイベントを開催するとのことであるが、その開催ごとに使用許可等の文書を残す必要がある。	こども家庭課	【完了】 監査結果を受け、現況を再度調査したところ、五しの里さじ地域協議会の倉庫利用は平成30年12月末で退去し現在は使用してないことを確認しました。 今後、建物利用の希望があった場合には、事前に貸付契約を締結する等、適切に管理します。 また、園庭利用については、その開催毎に貸付契約を締結します。
28	公共用地64(R4 82歩道事業)(佐 治町古市の土地)	意見	当該土地は、当初未利用不動産として報告を受けたが、実際は、ダイヘン産業株式会社へ緑地として貸付されており、未利用ではない。市は土地の現状を正しく把握して、適正な管理を行う必要がある。	佐治町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 当該土地については、令和2年3月末までダイヘン産業株式会社と貸付契約を締結しており、貸付料を徴収しています。(ダイヘン産業株式会社が工場内緑地として使用) 貸付の実態について、庁内で情報を共有するとともに、所管課は年に数回は利用状況を確認することを徹底し、再発の防止に取り組みます。
30	公共用地24・2 5・28・30 (佐治町古市の土地)	意見	当該土地は、国道沿いにあり、間口も広く使い勝手が良いと思われる。売却に向けて、所管課及び電話番号等を掲載した売土地看板の設置等により、地域住民及び民間事業者に対して広く情報提供を行い、積極的な売却に向けて取り組む必要がある。	佐治町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 鳥取市未利用財産の利活用についての方針に沿って、市他部署における利用意向を確認したところ、利用意向がありませんでした。 これを受け、現在は民間への売却又は貸付に向けて本市公式ウェブサイトへの掲載、民間事業者に対する情報提供に取り組んでいます。

No.	資産名称	事項	詳細	担当課	対応状況【措置通知年月日：令和元年8月22日】
31	公共用地（旧刈地橋）8～13	指摘事項	当該土地の一部が市の発注工事の残土置き場となっていた。残土を置いている業者と貸付契約が締結されていないため、早急に貸付契約を締結する必要がある。	佐治町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 監査結果を受け、再度調査したところ、市が残土を置いていることが判明しました。（佐治町総合支所産業建設課が所管し、工事の際に利用） 実態として公用として利用していることから、行政財産に区分を変更しました。 利活用の実態について、庁内で情報を共有するとともに、所管課は年に数回利用状況を確認することを徹底し、再発の防止に取り組みます。
32	公共用地14（佐治町加茂）	指摘事項	当該土地について、事前には何ら説明を受けなかったが、佐治町総合支所地域振興課の職員同行による現地確認の結果、当該土地には特定の住民の資材が無断で置かれていることが確認された。国道沿いのよく見える場所であるにもかかわらず、佐治町総合支所地域振興課は資材の存在を把握しておらず、現地確認の際に初めて気が付いたようである。市は、市有不動産を特定の者のみが利益を享受することがないよう、普段から市の土地に関し、現状を把握し、適正な管理を行う必要がある。なお、早急に資材を撤去させるべきである。	佐治町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 監査結果を受け、早急に利用者（住民）と協議したところ、継続しての利用を希望されたことから、有償貸付契約を締結しました。 また、今回の指摘を受け、担当者の財産管理に対する意識を高めるための研修を開催することとした。（令和元年5月に開催予定） その際に、所管する土地や建物等の現状を年に数回は確認することを指導し、市民の財産が不適切に使用されないように指導していきます。
33	公共用地39（日ノ丸バス置場上手）（佐治町加茂）	指摘事項	佐治町総合支所地域振興課の職員同行による現地確認の際に、当該土地に所在する建物は、土地を含め隣接している住民の倉庫だと説明を受けた。しかし、その後、倉庫の土地・建物も市の不動産であり、建物は株式会社さじ式拾壱に倉庫として貸付していることが分かった。市は、普段から市の不動産に関し、現状を把握し、適正な管理を行う必要がある。	佐治町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 当該建物については、株式会社さじ式拾壱と協議した結果、退去されました。（令和元年7月） 施設の利用実態について、庁内で情報を共有するとともに、所管課は年に数回は利用状況を確認することを徹底し、再発の防止に取り組みます。
		指摘事項	当該土地は、隣接する日ノ丸自動車株式会社のバス置場の廻し場として利用されているが、使用に関する貸付契約が締結されていないため、早急に貸付契約を締結する必要がある。また、当該土地に所在する建物についても、貸付契約が締結されていないため、早急に建物の貸付契約を締結する必要がある。	佐治町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 当該土地について、利用実態等を確認した結果、日ノ丸自動車株式会社がバスの廻し場として利用している土地は民地であり、市有地は利用されていないことが分かりました。土地の利活用の実態について、所管課は年に数回利用状況を確認することを徹底します。 また、当該建物については、株式会社さじ式拾壱と協議した結果、退去されました。（令和元年7月）
34	ふれあいと創造の丘用地	指摘事項	当該土地については、現状、行政財産として区分されているが、取得してから行政目的として使用されておらず、今後も行政目的で使用する予定もない。そのため、当該土地は普通財産として区分すべきである。	財産経営課	【完了】 当該土地は、市町村合併前の旧気高町がふれあいと創造の丘構想を作成し、土地を購入しましたが、財政状況等から事業化されなかったものです。 今後も事業化の予定はないため、監査結果を受け、普通財産に変更しました。（平成31年3月）

No.	資産名称	事項	詳細	担当課	対応状況【措置通知年月日：令和元年8月22日】
35	旧矢口団地（宅地）	意見	当該土地については、平成14年に建物が解体され、更地となっているが約16年間にわたり、未利用となっている。売却に向けて、鳥取市土地開発公社と協議中とのことであるが、現在未利用の状態であることを所管課及び連絡先等を掲載した看板等により明らかにし、地域住民及び民間事業者に対して広く情報提供を行い、積極的な売却に向けて取り組む必要がある。	財産経営課	【完了】 売却に向けて取り組んでいる土地であり、民間への売却に向けて8月28日に公告予定です。今後も、全ての土地が利活用されるよう、現地への売土地看板の設置のほか、本市公式ウェブサイトへの掲載、民間事業者に対する情報提供など、積極的に取り組んでいきます。
37	ペンション緑地（鹿野町今市）	指摘事項	当該土地については、現状、普通財産として区分されているが、緑地として管理されており、行政目的で使用されている。そのため、当該土地は行政財産として区分すべきである。	鹿野町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 監査結果を受け、再度調査した結果、当該土地（緑地）は、開発行為（宅地造成等）を行う際に設ける必要があるものでした。（開発行為面積の3%を公園、緑地又は広場とする。） そのため、平成31年3月に普通財産から行政財産に変更しました。今後は、緑地帯として適切に管理していきます。
		指摘事項	鹿野町総合支所地域振興課の職員同行による現地確認の結果、当該土地の一部に売土地看板が放置されていた（下記写真）。売土地看板が放置されていた経緯を所管課に調査してもらったところ、平成26年頃に一度売りに出し、後から公共空地であることが判明し、売却を取りやめたことがあり、その時に使用していた売土地看板が放置されたままになっていたとのことである。公共空地であることが判明し、売却を取りやめた時点で、売土地看板を撤去する必要があったと考える。 また、売土地看板が放置されていた土地の辺りには、車両が置かれていたような形跡が現地確認の際に見られたため、緑地として管理し、車両が無断で駐車できないようにする必要がある。	鹿野町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 監査結果を受け、古い看板は撤去しました。（平成31年3月） その後、新しい看板を設置し、無断で車両が侵入又は駐車をしないよう注意喚起しています。今後は、公共空地として適切に管理していきます。
38	青谷保育所跡地（防災広場）	指摘事項	青谷町総合支所地域振興課の職員同行による現地確認の結果、当該土地の一部に民間車両が1台駐車されていた（下記写真）。現地は、指定緊急避難場所として指定されており、非常時に避難場所となる防災広場である。駐車禁止の看板が設置されているが、民間車両の駐車が容易に行うことができる状況となっている。看板を設置する以外に、定期的に現地確認を行うなどして、無許可による駐車が行われないよう、再発防止に努められたい。	青谷町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 当該車両について「市有地であり、無断駐車しない」旨のチラシをワイパーに挟み込みました。（平成31年2月） その後も駐車が継続しており、3月1日に「3月11日に出入口を封鎖する」旨を出入口に表示及び各車に再配布し、3月11日には出入口にバリケードを設置するとともに、放置自動車撤去警告書をワイパーに挟む等の対応をしました。 その後、放置自動車が撤去されたことが確認され、現在は車両が侵入できないようにバリケードを常設しています。今後は年に数回現地確認を行い、適切な管理を行っていきます。
		指摘事項	当該土地については、現状、普通財産として区分されているが、指定緊急避難場所「前町防災広場」として利用されていることから、行政目的として使用されている。そのため、当該土地は行政財産として区分すべきである。	青谷町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 当該土地は、避難場所を兼ねた公共の広場であることから、ご指摘のとおり普通財産から行政財産に変更しました。（平成31年3月）

No.	資産名称	事項	詳細	担当課	対応状況【措置通知年月日：令和元年8月22日】
39	青谷町奥崎の土地	指摘事項	当該土地については、現状、普通財産として区分されているが、日置谷地区公民館の周辺の土地であり、日置谷地区公民館と一体利用されており、行政目的で使用されている。そのため、当該土地は行政財産として区分すべきである。	青谷町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 当該土地は、公民館用地の一部として公共的に利用されていることから、ご指摘のとおり普通財産から行政財産に変更しました。（平成31年3月） なお、当該土地を含む一体の広場には旧日置谷地区公民館が残っています。この建物は解体予定（令和2年度中）であり、解体後に生じる土地を含めて一体的な利活用について柔軟に検討していきたいと考えています。
40	青谷町北河原の土地	指摘事項	青谷町総合支所地域振興課の職員同行による現地確認の結果、当該土地の一部に民間車両が複数台駐車されていた（下記写真）。現地は、フェンス等がなく、また、市有地である旨の表示がないことなどから、民間車両の駐車が容易に行うことができる状況となっている。看板などにより市有地である旨の表示を行い、併せて定期的に現地確認を行うなどして、再発防止に努められたい。	青谷町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 監査結果を受け、平成30年度中に3回にわたり現地確認を行った際は、駐車車両は確認されませんでした。（平成31年4月8日に再度、財産経営課と青谷町総合支所が合同で現地確認をしましたが、駐車車両はありませんでした。） 再発を防ぐために市有地であることを示す看板を設置しました。（平成31年3月） 併せて、年に数回現地確認を行っていきます。
41	青谷町青谷の土地	指摘事項	当該土地については、現状、普通財産として区分されているが、公園として利用されており、行政目的で使用されている。そのため、当該土地は行政財産として区分すべきである。	青谷町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 当該土地は、避難場所を兼ねた公共の広場であることから、ご指摘のとおり普通財産から行政財産に変更しました。（平成31年3月） 今後は公園として適切に管理していきます。
		意見	当該土地については、公園として利用されており、地元自治会が維持管理を行っているが、維持管理に関する委託契約や協定は締結されていない。地元自治会と公園の維持管理に関する管理協定を締結することが望まれる。	青谷町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 ご指摘を受け、地元自治会と協議し、管理協定を締結しました。
42	旧勝部公民館（勝部多目的センター）、紙屋駐在所用地	指摘事項	青谷町総合支所地域振興課の職員同行による現地確認の結果、当該土地の一部に民間車両が2台駐車されていた（下記写真）。現地は、フェンス等がなく、また、市有地である旨の表示がないことなどから、民間車両の駐車が容易に行うことができる状況となっている。看板などにより市有地である旨の表示を行い、併せて定期的に現地確認を行うなどして、再発防止に努められたい。	協働推進課 および青谷町総合支所地域振興課	【完了】 民間車両所有者の特定を行い、協議の結果、平成31年2月1日付で行政財産使用許可を行い、使用料を徴収しました。 今後、年に数回は現地確認を行うこととし、再発防止に取り組みます。
		指摘事項	当該土地及び建物の登記事項証明書を確認したところ、現在更地となっている土地に所有者が「保証責任勝部信用購買販売利用組合」の建物2棟が登記されている。上記建物は解体され、現在では存在しないことから、建物の滅失登記を行う必要がある。	協働推進課 および青谷町総合支所地域振興課	【完了】 監査結果を受け、平成31年3月1日付けで滅失登記を完了しました。 今後、同様の不備が無いよう現状の把握を行っていきます。
43	勝部保育所跡地	指摘事項	当該土地については、現地確認を実施した際に、売土地看板が設置してあり、売却予定の土地であることはわかるが、看板に連絡先等の記載がない。そのため、土地の購入希望者があっても連絡先がわからない状況となっている。売土地看板には所管課及び電話番号を掲載し、地域住民及び民間事業者に対して広く情報提供を行い、積極的な売却に向けて取り組む必要がある。	青谷町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 ご指摘を受け、本市公式ウェブサイトへの掲載、民間事業者に対する情報提供に取り組みました。今後も可能な限り早期に売却できるよう取り組んでいきます。